**平成２９年（フ）第１１０号**
山形県東置賜郡川西町大字上小松2380番地１　メゾンパストラルＡ号室
破産者　戸田　圭大
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

**平成２９年（フ）第１４７号**
福島市永井川字壇ノ腰11番地の１　アルビオン406号
破産者　金澤　幸一
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

**平成２９年（フ）第１６４号**
福島市北沢又字下八計６番地の15　コーポあい101
破産者　樋口喜三郎
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

**平成２９年（フ）第１６６号**
福島県伊達郡桑折町大字上郡字楽３番地の３
破産者　後藤　睦子
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

**平成２９年（フ）第２９４６号**
神奈川県鎌倉市台４丁目10番５号山水ハイム102号
破産者　兪　　貞愛（旧姓小泉貞愛）
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成３０年（フ）第１９９号**
横浜市栄区長沼町828番地　グランディールシェルＡ棟105号
破産者　北川　　徹
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第４７５号**
相模原市緑区二本松４丁目17番29号　セジュール斎藤105号室
破産者　大槻　　寿
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２９年（フ）第５８０号**
相模原市南区新戸2103番地５　オークヒルズ相武台304
破産者　小澤　邦彦
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２９年（フ）第１４６号**
富山県砺波市一番町19番地　アリエス一番町204号
破産者　加藤　優貴
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

**平成２９年（フ）第２４０号**
金沢市大額３丁目126番地２、従前の住所金沢市八日市５丁目585番地
破産者　小高　友幸
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

**平成３０年（フ）第３号**
石川県白山市宮保新町28番地
破産者　佐藤　賢了
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第４０６号**
岐阜市福光東１丁目18番７―203号　（ＶＩＲＧＯ）
破産者　石神　睦子
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

**平成２９年（フ）第１２０号**
静岡県富士市横割４丁目２番７号　エトワール横割105号
破産者　井出　裕恵
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

**平成２９年（フ）第３２３号**
静岡県浜松市東区下石田町959番地の２
破産者　小柳津克司
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２９年（フ）第３２４号**
静岡県浜松市東区下石田町959番地の２
破産者　小柳津さちえ
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成３０年（フ）第１１号**
静岡県浜松市西区入野町16443番地の１トゥエンティハウス102号
破産者　野沢　里子
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２９年（フ）第８６８号**
京都市伏見区醍醐折戸町８番地１　醍醐西市営住宅12―206
破産者　ベスト・ワークスこと　長束　徳男
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係